

# 「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」開催要綱

## 1. 背景・目的

金融庁は、これまで、事業性評価や伴走型支援といった金融機関による価値ある事業の継続や発展を支援する取組みを促すため、検査・監督のあり方など、様々な見直しを進めてきた。今般のコロナ禍では、金融機関のこうした平時からの取組みの真価が問われた。危機時において、事業者のためにリスクを取り、迅速に支援するためには、平時から事業者と緊密な関係を築き、事業実態を理解している必要があることが、改めて認識された。事業者・金融機関の緊密な関係構築を促し、価値ある事業の継続につなげていくことは、将来の危機への耐性を高める上でも、今後の日本経済の力強い回復を支える上でも、重要だ。

価値ある事業の継続を支えられるような望ましい融資・再生実務のあり方について、金融機関に事業の継続や発展を支援する適切な動機付けをもたらすような包括担保法制等の可能性を含め検討するため、「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」を設置する。

## 2. 名称

本研究会は、「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」と称する。

## 3. 検討事項

- (1) 事業者を支える融資・再生実務のあり方について
- (2) 事業の継続や発展を支援する適切な動機付けをもたらすような包括担保法制等について

## 4. 構成及び運営

- (1) 本研究会の構成員等は、別紙のとおりとする。
- (2) 本研究会には座長を置く。
- (3) 座長は、本研究会を招集し、運営する。
- (4) 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (5) その他、本会議の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

## 5. その他

本研究会の庶務は、金融庁監督局銀行第二課地域金融企画室がこれを行うものとする。

(以上)